

# 総社市立総社東学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 改定

## いじめに関する現状と課題

・岡山県のいじめ問題対策基本方針の改訂を受け、本校でも、積極的にいじめを認知していくように努めている。当初は遊びやからかいであったものが次第にエスカレートしたり、相手が嫌がっていることが分からず間違った関わりを続けたりした結果、対象児童がいじめと感じるケースが多い。生徒指導部会の中にいじめ対策委員会を設け、担任、生徒指導主事、管理職が連携して迅速に対処している。また、早期発見、早期対応のために、毎学期アンケートを行ったり、本校で作成している冊子により毎年職員研修を行ったりしている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

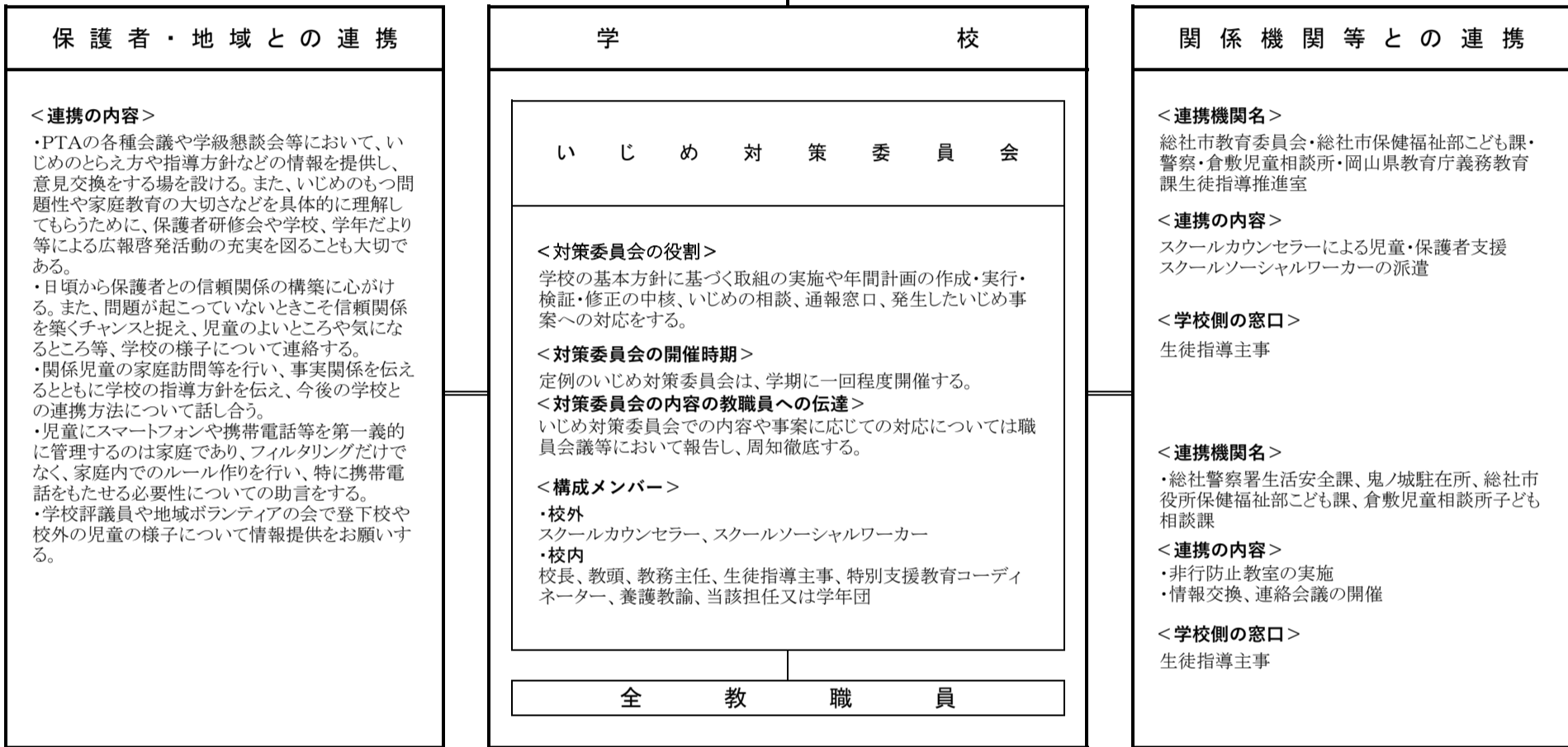
・いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人として決して許されない行為である。しかし、どの児童にも、どの学校にも起こりえるとらえ、本人や保護者がいじめと感じた事案についても積極的にいじめを認知し、継続して対応しいじめの解決を図るようにする。その際には学校、家庭、地域が一体となって、未然防止や早期発見及び早期対応に取り組むことが大切である。

・学校全体の組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない、早期に発見できる環境づくり」に取り組む活動は、教育活動のあり方と密接に関わっている。学期1回の学校生活アンケートなどによって児童の実態を把握すると共にSELやピアサポート、協同学習、品格教育などの実践を日々の中で積み重ねていく。

**〈重点となる取組〉**

・児童や学級の様子を知るためには、同じ目線で物事を考え、その中で、児童たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。また、児童の個々の状況や学級・学年の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査(アセス、アンケート等)等を実態把握の方法として用いる。

・いじめ問題に対して組織的な対応ができるように、いじめ対策委員会を設置し、情報の共有、事案への対応について話し合う。また、初期対応後も管理職や生徒指導主事と連携し、3か月間は対象児童の見守りを行う。



## 学 校 が 実 施 す る 取 組

①	<p><b>未然防止</b></p> <p>(教員研修) 年度始めに校内研修を実施し、すべての教職員が共通理解を図る場をもち、教職員一人一人の指導力向上や認知能力を高めるための研修等を計画的に実施する。研修等については、夏期休業中の研修や年3回の「いじめ対策委員会」を利用しての研修をしたり、岡山県総合教育センターの研修を紹介したりしていく。</p> <p>(総社っ子応援プロジェクト) SEL、ピアサポートを計画的に行い、授業や特別活動の中で誰もが活躍できる機会を設定したり、PBISを取り入れて積極的な生徒指導に取り組んだりすることで、自己肯定感や自己有用感を高めることができるようにする。</p> <p>(児童会活動) 児童による主体的な活動として、児童会活動の中であいさつ運動や望ましい言葉かけ等の取組を実施する。また、なかよし週間の取組を通して、あたたかい人間関係を作っていけるようにする。</p> <p>(情報モラル教育) ネット上のいじめを防止するために、スマートフォン、ラインの使い方や情報モラルの指導を学年に応じて行っていく。</p>
②	<p><b>早期発見</b></p> <p>(実態把握) 日々の観察・日記や連絡帳の活用・教育相談・一台端末を利用した教育相談メール・学期1回の学校生活アンケートなどにより、児童の生活の様子や交友関係を十分把握し、いじめの早期発見の手立てとする。</p> <p>(相談体制の確立) 児童が、教職員や保護者へ相談することは、とても勇気がいる行為であり、更にいじめが助長される可能性があることを教職員が十分認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。相談があったときには、「全力で守る」ことを本人に伝えるとともに、複数による見守りや別室における指導など具体的な手立てを考える。</p> <p>(情報の共有) 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示の元に教職員間の連携と情報共有(週1回の終礼時の情報交換等)を行う。生徒指導上の問題が起こったときには、その概要を共通理解シートに記入し回覧・保存することで管理職・生徒指導主事・該当担任と情報を共有し、共同して解決に当たるようにする。</p> <p>(家庭との連携) 問題が起こっていないときこそ信頼関係を築くチャンスと捉え、日頃から保護者との信頼関係の構築に心がけ、児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。また、受容的な態度で、真摯に受け止め、早めに家庭訪問をするなど誠実に対応する。</p>

③ い じ め へ の 対 処	<p>(いじめの有無の確認)        事実確認においては、まずはじめられた本人から経過や心情を聞き取るとともに、いじめた児童、周囲の児童や保護者などからも詳しく情報を得て、正確に把握する。</p> <p>(いじめへの組織的な対応)        いじめ問題への組織的な取組を推進するため、迅速に管理職、生徒指導主事で情報を共有すると共に、いじめ問題に特化した機動的な「東小いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、方針を立て、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。</p> <p>(いじめられた児童への対応)        安心して学校に来られるように、いじめられている児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。</p> <p>(いじめた児童への指導)        いじめた児童には、許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。</p> <p>(いじめを傍観していた児童への指導)        いじめを傍観していたこともいじめに荷担したことになることを自覚させるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気をもつよう伝える。</p>
--------------------------------------	--